

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループサージタンクに水位低下が確認され、同系熱交換器(A)の伝熱管の不良が考えられるため、対応検討。	D	
2	3号機	低圧炉心スプレイポンプ入口弁の浸透探傷検査において、弁体出口側当たり面に円形及び線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
3	3号機	補機冷却海水系入口配管点検において、内面ゴムライニングにめくれが認められたため、当該部を補修。	D	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機(A)シリンダー(#13,17)排気弁点検において、冷却水継手短管取付部Oリング接触面に腐食が認められたため、当該継手を補修。	D	
5	3号機	制御棒駆動機構スクラム排出容器水位伝送器において、出力不良(2台:1B、2D)が認められたため、対応検討。	C	・H21年3月3日 再審議にてグレード変更「D」→「C」
6	3号機	非常用ディーゼル発電機(A)シリンダー(#4)排気弁点検において、同弁ケースOリング接触面に腐食が認められたため、当該ケースを補修。	D	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機(A)シリンダー(#8,17)ピストンピン点検において、外形寸法に判定値外れ(基準値より少し太い)が認められたため、対応検討。	D	
8	3号機	主復水器(B-1)内部点検において、水室下部マンホールフランジ部に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
9	3号機	工具管理センターのトルクレンチ校正時、トルクレンチ2台に判定値外れが認められたため、再校正及び使用機器への影響評価を確認。	D	
10	3号機	第1給水加熱器渦流探傷試験において、閉止栓1本に緩み(打込み不足)が認められたため、当該閉止栓を交換。	D	
11	3号機	循環水系配管(A、B系)放水側の点検において、内面塗装に不良(ふくれ、錆)が認められたため、当該部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3,4号廃棄物処理設備	プラスチック固化設備室素製造装置出口空気作動弁において、出口弁が閉にも係わらず閉表示ランプが点灯しないことが認められたため、当該弁のリミットスイッチを交換。	D	
13	その他	一次水処理設備前処理装置排泥槽スラッジ移送配管(A)逆洗用水入口弁駆動部点検において、駆動部内部に雨水の浸入が認められたため、当該駆動部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353